

福島市ブロック塀等撤去助成事業手引き

令和8年4月版

福 島 市

目 次

P

I	福島市ブロック塀等撤去助成事業の概要	2
	1 補助対象事業について	
	2 補助金の額	
	3 補助対象経費	
II	福島市ブロック塀等撤去助成事業のフロー	5
III	申請の手続き	6
	1 補助金交付申請	
	2 補助対象者の決定	
	3 工事に変更が生じる場合	
	4 実績報告	
	5 補助金請求	
IV	その他	8
	1 この補助事業での用語の定義	
	2 工事施工者について	
	3 取り壊したブロック塀等の処分に関する注意点	
	4 補助金を受けブロック塀等を撤去した後の注意点	
	5 工事に関する図面や契約書などの保管について	
	6 その他の助成事業について	
	7 その他	

I. 福島市ブロック塀等撤去助成事業の概要

福島市ブロック塀等撤去助成事業は、「福島市耐震改修促進計画」に基づき、地震による道路に面するブロック塀等の倒壊や転倒による被害を未然に防止し、市民の安全と安心、避難経路を確保するため、倒壊の危険性があるブロック塀等を撤去する者に対し、経費の一部を助成する制度です。

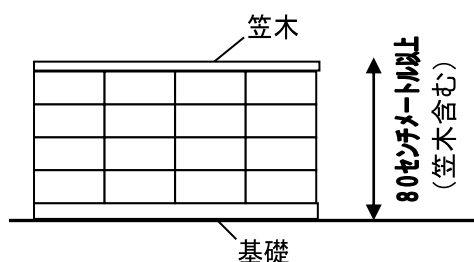
1 補助対象事業について

(1) 補助の対象となるブロック塀等

次の要件すべてに該当するものとなります。

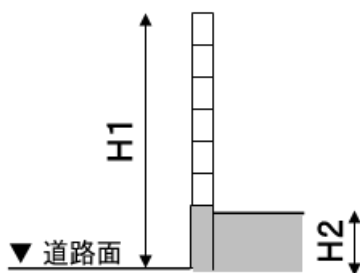
- ① 福島市内に存するもの
- ② 道路に面し、地震等により倒壊のおそれのあるもの
- ③ 道路面からの高さが80センチメートル以上であるもの

(対象イメージ)

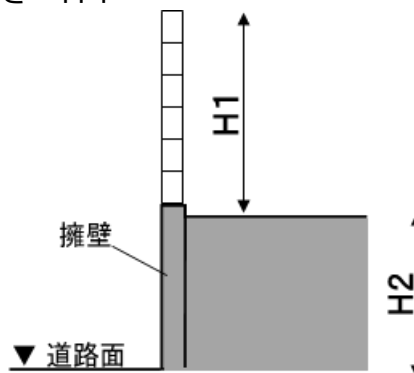


(高低差がある場合)

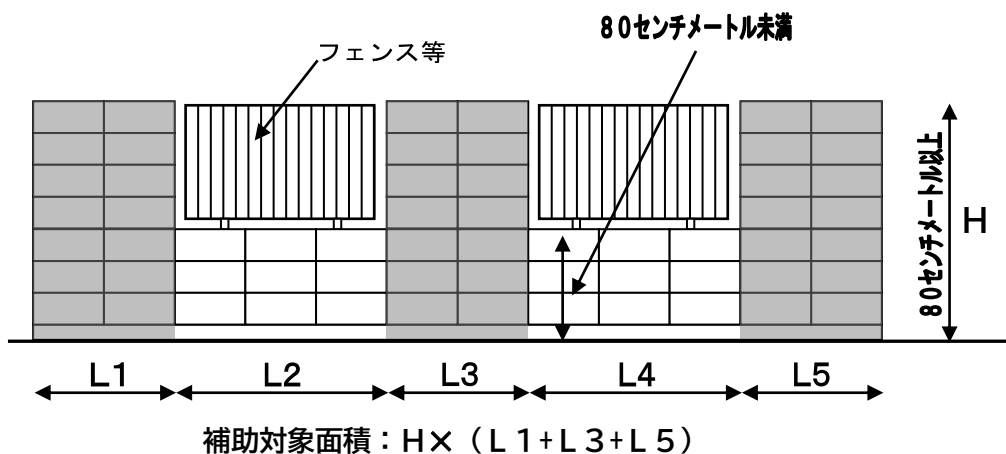
(ア) $H2 < 1$ メートルの場合
高さ = $H1$



(イ) $H2 \geq 1$ メートルの場合
高さ = $H1$



(部分的に高さが80センチメートル未満となる場合)



(2) 補助の対象となる事業

次のいずれかに該当する事業となります。

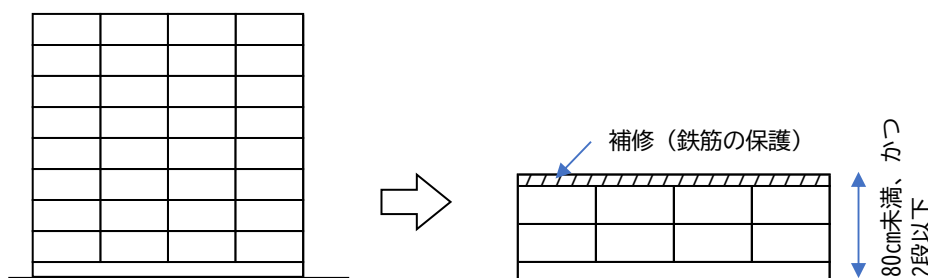
- ① 対象となるブロック塀等の全部を取り壊し撤去する事業
- ② 対象となるブロック塀の一部を撤去し、安全が確保される事業

ただし、次のいずれかに該当する場合は補助を受けることができません。

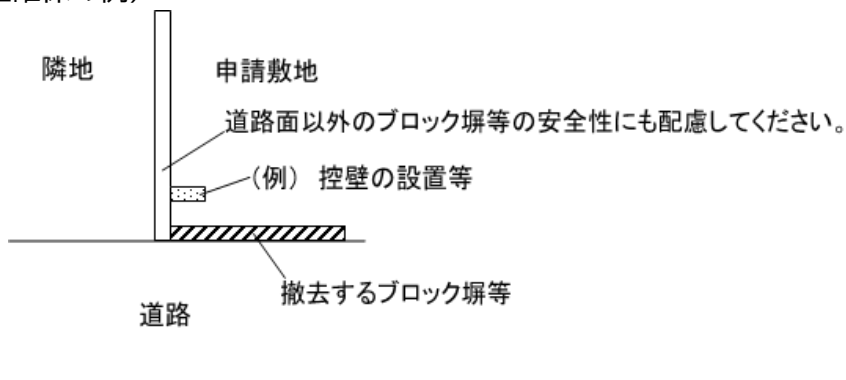
- ① 申請者（ブロック塀の所有者）が市税等を滞納している場合
- ② 同一敷地内で既にこの事業により補助を受けている場合
- ③ 補助の対象となるブロック塀等の部分に他の制度による補助金を受ける場合
- ④ 補助を受ける部分について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定される道路内のブロック塀等や工作物がすべて撤去されない計画である又は撤去後に当該道路用地内に新たなブロック塀等を設ける場合
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である又はそれらと密接な関係を有している場合
- ⑥ ブロック塀等の撤去に既に着手している又は撤去を完了している場合

なお、補助事業により撤去した箇所は道路通行者の安全性が確保されなければなりません。

（高さを80センチメートル未満、かつ2段以下とし、安全な構造とする場合のイメージ）



（安全確保の例）



安全性の確保に関する注意事項

- ① 道路面のブロック塀等を撤去することにより、他の部分（隣地側等）に残るブロック塀等に転倒等の危険性が生じないように配慮してください。
- ② 道路面のブロック塀等を部分的に残す場合には、残すブロック塀等の適法性と安全性を確保する必要があります。
- ③ 一部撤去の場合、撤去部と存置部の取り合いの補修をしてください。
なお、控壁の新規設置等の補強費用は補助の対象とはなりません。

(3) 申込みができる方（補助対象者）

申込みができる方は補助対象となるブロック塀等の個人所有者に限ります。

（共有者が2名以上の場合は、その代表者1名）

※共有の場合は所有者間で解体に関し協議し、所有者間で合意のうえ申請してください。

2 補助金の額

補助金の額は、次の（1）と（2）のうちいずれか少ない方の額とし、上限は125,000円とします。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときには、1,000円未満を切り捨てた額を補助金の額とします。

（1）ブロック塀等の撤去に要する経費の2分の1の額

（2）補助の対象となるブロック塀等の見付面積（高さ×長さ）1平方メートルあたり5,000円を乗じて得た額

ブロック塀等の見付面積に端数が生じている場合には、小数点第2位以下を切り捨てた面積とします。

補助金の額の計算例 ・ブロック塀等の撤去等に要する経費 155,000円

・ブロック塀等の寸法 高さ1.55m、長さ12.56m

上記の場合は次のように算出します。

（1）ブロック塀等の撤去に要する経費の2分の1の額

$$155,000 \text{円} \times 1/2 = 77,500 \text{円}$$

（2）1㎡あたり5,000円を乗じて得た額

$$1.55\text{m} \times 12.56\text{m} = 19.468 \Rightarrow 19.4 \text{㎡} \text{（小数点第2位以下切り捨て）}$$

$$19.4 \text{㎡} \times 5,000 \text{円}/\text{㎡} = 97,000 \text{円}$$

少ない方の額 （1）77,500円 < （2）97,000円

補助金の額は 77,000円 （1,000円未満切り捨て）

※ 避難経路に面する部分、その他の道路に面する部分及び門柱は別々で算定してください。

3 補助対象経費

補助の対象となる経費は下記の工事費とします。

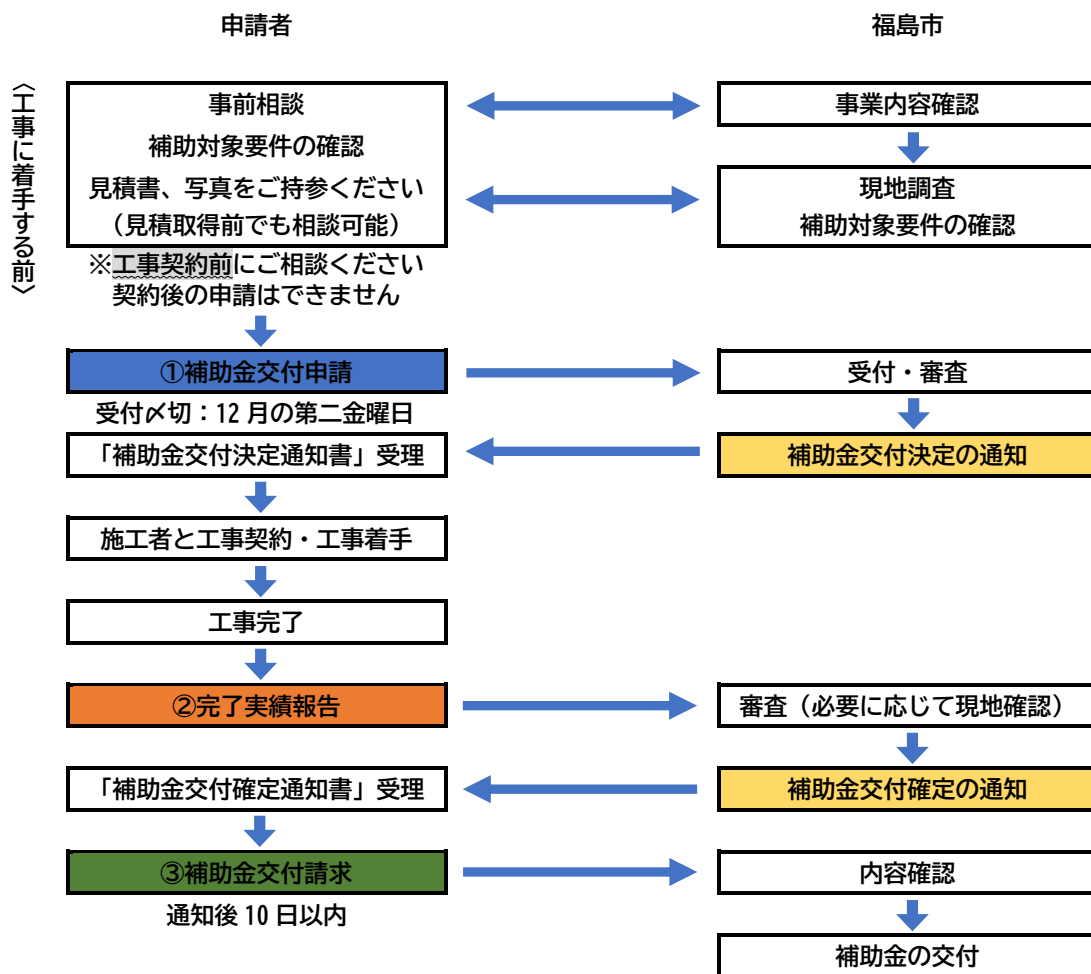
（1）ブロック塀等（基礎を含む）の取り壊し・撤去費用

（2）ブロック塀等の取り壊しによって生じた廃棄物の運搬費及び処分費

（3）一部撤去の場合の撤去部と存置部の取り合いの補修費用

II. 福島市ブロック塀等撤去助成事業のフロー

『福島市ブロック塀等撤去助成事業』の流れ



提出書類一覧

①補助金交付申請	②完了実績報告	③補助金交付請求
<ul style="list-style-type: none"> 補助金等交付申請書 ブロック塀等概要及び補助金額算定書 ブロック塀等の点検表 工事見積書の写し 着工前の現場写真 完納証明書（証明願）の原本 確認書（署名） 	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業等実績報告書 契約書の写し 領収書の写し 施工後の現場写真 産業廃棄物管理票のA票の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 請求書
<p>※確認書には、ご本人様の署名が必要です。</p> <p>※代理申請の場合は、「委任状」が必要となります。</p> <p>※完納証明書は本庁2階市民税課で取得できます。各支所では取得できません。</p>	<p>※完了後速やかに実績報告をお願いします。</p> <p>※期限までに提出してください。 (事業年度の1月末)</p> <p>※電子マニフェストシステム(受渡確認票)でも可能です。</p>	<p>※請求金額(首標金額)の訂正はできません。</p> <p>※「補助金交付確定通知書」受理後10日以内に提出してください。</p>

Ⅲ. 申請の手続き

1 補助金交付申請

(1) 申請受付期間

事業年度の12月の第二金曜日まで

※受付終了時間は午後5時15分とさせていただきます。

※既に工事請負契約を結んでいる場合又は工事に着手している場合は申請できません。

(2) 補助金交付申請に必要な書類

① 補助金等交付申請書（要綱・様式第1号）

② ブロック塀等概要及び補助金額算定書（要綱・様式第2号）

③ ブロック塀等の点検表（要綱・様式第3号）

④ 工事見積書の写し

⑤ ブロック塀等を撤去する部分の現況写真（着工前の現場写真）

⑥ 完納証明書（証明願）の原本（市税の未納がないことを確認します）

※市民税課で取得できます。各支所では取得できません。

⑦ その他 案件により、別途提出書類を求める場合があります。

※ 申請書は原則本人が持参してください。本人が申込みに来ることができない場合は、ご相談ください。

(3) 受付場所

福島市役所6階の開発建築指導課のみで受付します。

(4) 確認書

申請受付時に助成事業の内容についてご確認のうえ、署名をいただきます。

2 補助金交付決定の通知

(1) 補助金交付申請受付後に市による現地確認を行い、対象となるブロック塀等の状況を確認したうえで、対象者に補助対象か否か通知します。

なお、市による現地確認の結果、補助の要件を満足していない場合には補助対象者から除外させていただきます。

(2) 補助金交付決定前に工事請負契約を結んだ場合又は工事に着手した場合、及び工事が申請図書のとおりに行われなかった場合は、補助金は支払われませんのでご注意ください。

※ 補助金交付決定通知は補助金の支払いを確約したものではありません。

3 工事に変更が生じる場合

(1) 変更承認申請

工事の内容に変更が生じる場合は、原則変更承認を受ける必要がありますので事前に相談して下さい。

例：撤去計画の変更、補助の対象となる工事金額の変更

申請内容を審査し補助対象工事であると認めるときには、「補助金変更交付承認通知」を書面により通知します。この通知を受理してから変更契約・工事着工してください。

(2) 変更承認に必要な書類

- ① 補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書（要綱・様式第7号）
- ② 変更工事見積書
- ③ 変更する内容を表した計画図
- ④ その他 案件により、別途提出書類を求める場合があります。

※（郵送可）ただし、書類に不備がある場合には申請書一式を返却します。
返却された場合、不備を是正して再度申請していただく必要があります。

4 実績報告

(1) 実績報告

補助対象工事が完了しましたら、すみやかに補助事業等実績報告書を提出してください。

(2) 工事完了報告に必要な書類

- ① 補助事業等実績報告書（要綱・様式第8号）
- ② 契約書等及び領収書の写し
- ③ 施工後の現場写真
- ④ 産業廃棄物管理票のA票又は電子マニフェストシステム（受渡確認票）の写し
- ⑤ その他 案件により、別途提出書類を求める場合があります。

※（郵送可）ただし、書類に不備がある場合には申請書一式を返却します。
返却された場合、不備を是正して再度報告していただく必要があります。

(3) 工事写真について

次の注意事項をご確認のうえ準備してください。

- ① 施工箇所ごとに撤去前、撤去後を撮影してください。
- ② 一部撤去の場合には、撤去後残るブロック塀等の高さや補修状況等がわかる写真も提出してください。
- ③ 基礎の撤去については、撤去状況がわかるものを撮影してください。
- ④ 写真はA4台紙に貼り付けるか、印刷したものを提出してください。
（カラーに限る）

5 補助金請求

(1) 補助金請求

補助対象工事が適正に行われたことが認められた場合「補助金確定通知」により補助金の確定額を通知します。

通知後10日以内に「補助金請求書」（要綱・様式第12号）を提出し、補助金の請求を行ってください。

※（郵送可）ただし、書類に不備がある場合には請求書一式を返却します。
返却された場合、不備を是正して期日までに再度請求していただく必要があります。

(2) 補助金の支払い

補助金の支払いは口座振り込みとなります。

IV. その他

1 この補助事業での用語の定義

- (1) **道路** 一般交通の用に供されている道をいいます。
(建築基準法における建築物の敷地(専用通路など)は、地目が公衆用道路であっても対象とはなりません。)
- (2) **避難経路** 福島市地域防災計画による指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所及び広域避難場所へ至る経路をいいます。自宅からだけでなく、周辺の方の避難経路も含まれます。(福島市耐震改修促進計画では、住宅や事業所等から避難地等へ至る経路としています。)
- (3) **ブロック塀等** コンクリートブロック塀(補強コンクリートブロック造も含む)、レンガ塀、石塀、その他の組積造の塀をいいます。また、門柱も含まれます。
- (4) **高さ** 補助対象となるブロック塀等の高さは道路面からの高さとしします。
- (5) **見付面積** ブロック塀等の高さにその延長(長さ)を乗じて得た面積をいいます。

2 工事施工者について

福島市内に本店又は支店等を置く施工者との契約による工事であることが要件となっています。

補助金の交付決定後、工事を依頼するときは、書面を取り交わして契約を行ってください。

また、撤去工事の計画、内容、金額、工事の時期及び期間等について、工事施行者の説明を受け十分にお互い理解をして補助申請を行ってください。

3 取り壊したブロック塀等の処分に関する注意点

ブロック塀等を撤去するときは、収集運搬事業者に依頼し、関係法令に基づき適切に処分してください。

また、産業廃棄物管理表(マニフェスト伝票)の写しを施工業者から必ず受け取ってください。

4 補助金を受けブロック塀等を撤去した後の注意点

- (1) 新たに塀等を設置する場合は、関係法令を遵守することはもちろん、倒壊の防止など構造の安全について十分配慮したものとしてください。
- (2) 補助事業によりブロック塀等を撤去した箇所は道路通行者の安全性が確保されるように努めてください。

5 工事に関する図面や契約書などの保管について

工事に関する図面や契約書などの書類は、5年間保管してください。

6 その他の助成事業について

福島市生垣設置奨励助成事業 (公園緑地課) Tel.525-3765
助成金額 (生垣設置) 1m当たり5,000円(上限10万円)※併用可
(塀の撤去) 同じブロック塀の部分に併用して利用することはできません。

7 その他

不明な点がありましたら、開発建築指導課までお問い合わせください。

問い合わせ先：福島市都市政策部
開発建築指導課 指導係
電話：(直通)024-525-3764